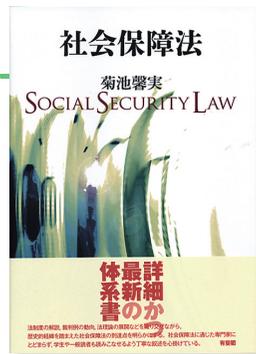


社会保障法

菊池馨実

2014年6月刊 / 552頁 / 本体4600円+税
A5判 / 上製



Book Information

編集担当者から 小社での刊行物に限らず、社会保障法学界全体でも久々となる、本格的体系書の登場です。社会保障法は、第二次世界大戦後に本格的に登場してきた比較的新しい法分野ですが、本書は、これまで著されてきた体系書に続いて、この分野で確固たる地位を占める書物になるものと期待しています。

本書の構想は、十年以上前にさかのぼりますが、ちょうどこの時期は、わが国の少子化や高齢化の傾向が顕著に現れてきた時代と重なります。この傾向は、社会保障制度の大きな変革というかたちで時代のうねりとなり、これからも続いていくと思われます。

このような折に、社会保障の法的構造を俯瞰しつつ、一層複雑化する各種法制度を丹念に跡づけていくことは、大きな困難を伴いますが、著者はこの困難に立ち向かい、法制度の解説、裁判例の動向、法理論の展開などを織り交ぜながら、歴史的経緯を踏まえた社会保障法の到達点を明らかにしています。

同時に、研究者・政策担当者・実務家など社会保障法に通じた専門家にとどまらず、学生や一般読者も読みこなせるよう丁寧な叙述がなされています。(T)

Point!

P 最新の立法や法改正に対応しています。ぜひお手にとってご覧ください。

巻首 / 第8章 公的扶助

調整を行うとともに（財政効果90億円）、前回見直し（平成20年）以降の物価（デフレ）動向を勘案し（財政効果580億円）、2013（平成25）年8月から3年間で生活保護基準の段階的引下げを行うこととした¹¹⁶。先に実施した高齢加算廃止などと異なり、生活扶助基準本体の引下げである点で注目される。

第2款 2013年生活保護法改正

保護基準引下げと並んで、2013（平成25）年には生活保護法が改正され、生活困窮者支援法が制定された。その基盤となったのが、2013（平成25）年1月「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書である。

生活保護法の見直しにつき、特別部会報告書は、「近年の生活保護受給者が急増する等の状況にあって、現在の生活保護受給者の自立を助長する仕組みが必ずしも十分とは言えない状況にある」との基本的考えの下、就労促進のための取組み（就労活動に取り組み者への手当支給、勤労控除の見直し、就労収入積立制度の導入など）と併せて不正・不適正支給対策の強化、医療扶助の適正化などの課題として挙げた。これを基盤として成立した2013（平成25）年改正法は、既に本章で触れたように、①不正・不適正支給対策の強化にかかわる福祉事務所調査権限の拡大、罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乘せ、扶養義務者に対する報告の求め等、②医療扶助の適正化、③就労自立促進のための就労自立給付金及び被保護者就労支援事業の創設、④受給者の責務の明確化といった内容であった。

先に述べたように（第2節第2款）、生活保護制度は、不正受給など「濫給」に対する批判と、生活保護基準を下回しながらも保護受給に至らない「漏給」に対する批判とのせめぎ合いの歴史とあって過言ではない。本改正法でも、保護受給者の継続的増大という近年の状況を背景として、不正受給などに対する取組みの強化、医療扶助費が保護費の約半額を占めている中での、出来高払い制の一部負担金がない医療扶助費の抑制といった引き締め策が目立つ¹¹⁷一方

116) ①現行基準からの増減幅を10%以内とし、②2013（平成25）年8月から2015（平成27）年度まで3年程度かけて段階的に実施するとの大体規模な措置を講じた。なお2013（平成25）4月の消費税率引上げに伴う給付額改定につき注79) 参照。
117) 札幌地判平25-3-27 裁判所ウェブサイト（LEX/DB 文庫番号 2454649）（北海道滝川市

第8款 生活保護制度改正に向けて / 第3款 生活困窮者自立支援法

で、就労支援の取組みに向けた仕組みの法定化もなされている¹¹⁸。とりわけ後者は、第3款で述べる生活困窮者自立支援法とセットで捉えられるべきものといえる。

第3款 生活困窮者自立支援法

生活保護法改正と並んで、2013（平成25）年1月「生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会」報告書を基盤として、増加する生活困窮者に対し、保護受給に至る前の段階で早期に支援することにより困窮状態からの早期脱却を図ることをねらいとして成立したのが、生活困窮者自立支援法である。これにより、求職者支援法（第6巻第2節第7款）と並んで第2のセーフティネットといわれる社会保険・労働保険と生活保護の関係を埋める法制度が整備される端緒となることが期待される。

同法は、「生活困窮者」を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者という」と定義し（生活困窮者自立支援法2条1項）、以下の内容を含んでいる。

- 一 生活困窮者自立相談支援事業
都道府県等（都道府県及び市等〔市及び福祉事務所を設置する町村〕）は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする（同4条1項）。同事業の事務の全部又は一部は、当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる（同条2項）。同事業は、①就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業、②生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのあっせんを行う事業、③生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自

の住民である原告らが、同市が生活保護費を不正受給させ、市に2億3888万円の損害を与えた件につき、当時の市長らに対して損害賠償の請求をすることを命じた例。

118) 保護可能者に対する就労促進を念頭に、法定事項である就労自立給付金制度のほか、2013（平成25）年8月保護基準改定に合わせて、就労活動促進費の創設（自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対する月額5000円の支給（就労1年））、勤労控除の見直し（基礎控除のうち全額控除額の引上げ及び控除率の定率化）などを行った。